

長野県知事部局の懲戒処分一覧 令和3年度

処分年月日	所属部局 職位 年齢・性別	処分	処 分 理 由
R3.7.5	危機管理部 現地機関 50歳 男性	減給 2/10 2月	建設事務所に勤務していた平成30年度から令和元年度の間、河川占有許可事務等に関し、決裁を受けずに許可証を作成、交付したほか、事務処理を放置する等の不適正な事務処理を行った。
R3.7.5	建設部 現地機関 主査 43歳 男性	停職 2月	職員に対し、容姿等に関連するわいせつな言動や身体的接触などのハラスメントを長期間にわたって継続的に行った。
R3.8.30	建設部 現地機関 担当係長 50歳 男性	懲戒免職	令和3年4月14日、長野市内のホテルにおいて、18歳に満たない児童に対し同児童が18歳に満たないことを知りながら、現金10万円の対償を供与する約束をして、同児童と性交等を行った。 同年6月8日、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反で起訴され、同年8月2日に長野地方裁判所上田支部で開かれた初公判において起訴事実を認め、同年8月16日の公判で、罰金70万円に処せられた。
R3.11.25	環境部 現地機関 課長級 男性	戒告	部下職員に対し、複数回にわたり指や前腕を触る等の身体的接触によるセクシャルハラスメントに該当する行為を行った。
R4.3.29	建設部 現地機関 主事 25歳 男性	戒告	令和3年5月、私用で自家用車を運転中、首都高速道路において指定速度60km/hのところ119km/hで走行し、59km/hの速度超過により道路交通法違反で検挙された。